

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2022年2月4日時点	
～2022年2月3日	2022年2月4日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号) 実施 平成11年7月1日</p> <p>附 則 (平成26年2月25日 NS才第300411号)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているオープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。) の付加機能 (選択型パケットフィルタリング機能に限ります。) に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号) 実施 平成11年7月1日</p> <p>附 則 (平成26年2月25日 NS才第300411号)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 削除</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>附 則 (平成30年3月26日 NS才第00323192号)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。 ただし、第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能のタイプ0については、この限りではありません。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>附 則 (平成30年3月26日 NS才第00323192号)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。 ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。</p> <p>ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能のタイプ0</p> <p>イ 第3種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、STM方式のもの</p> <p>3～7 (略)</p>
	<p>附 則 (令和4年2月1日 D P Sサ第00876005号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和4年2月4日から実施します。</p>

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2022年2月4日時点	
～2022年2月3日	2022年2月4日～
	<p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 NSオ第300411号(平成26年2月25日)の附則の2の規定をこの改正規定実施の日をもって削除します。</u></p> <p><u>3 NSオ第00323192号(平成30年3月26日)の附則の2の規定をこの改正規定実施の日をもって次のとおり変更します。</u></p> <p><u>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス又は第8種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。</u></p> <p><u>ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービス又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、大量通信制御機能のタイプ0</u></p> <p><u>イ 第3種オープンコンピュータ通信網サービスのうち、STM方式のもの</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。</u></p> <p><u>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</u></p>